

キャンプ桑江（北側地区）

返還跡地

■返還跡地の概要等

□ 概 要			
面 積	45.8ha		■内訳
	国有地	4.0ha	8.7%
	県有地	0.3ha	0.7%
	市町村有地	7.2ha	15.7%
	民有地	34.3ha	74.9%
所 在 地	北谷町（字桑江、字伊平、字浜川、字美浜）		
位置及び現況	位置：沖縄本島中部、北谷町の西海岸、国道58号沿道の東側 現況：東側の一部斜面を除き、全体的にはほぼ平坦		
使用状況	—		

面積は、桑江伊平土地区画整理事業区域の面積。
(桑江北側地区 38.4ha + 陸軍貯油施設返還地 1.1ha + 既返還地)
(内訳は北谷町提供)

□ 沿 革

昭 20	●米陸軍の軍事占領の継続として使用開始。(一部旧日本軍施設)
昭 30	●「陸軍病院」建設。
昭 47. 5. 15	●提供施設・区域となる。
昭 49. 1. 30	●第15回日米安全保障協議委員会において、一部土地（北側及び東側部分並びに国道58号沿い部分、約16ha）の無条件返還を合意。
昭 49. 6	●OWAX 司令部が宜野湾市のキャンプ・マーシー（陸軍施設：返還済）から移転。
昭 52. 2. 28	●施設管理権が陸軍から海兵隊に移管し、「陸軍病院」が「海軍病院」に名称変更。
昭 52. 3. 31	●県道23号線用地約0.27haを返還。
平 2. 6. 19	●日米合同委員会において、一部土地（第15回安保協了承部分（国道58号沿い及び東側部分2カ所）及び軍転協から要請のあった北側部分並びに東側部分1カ所）の返還について、所要の調整・手続きを進めることで合意。
平 8. 12. 2	●SAC0 最終報告において、移設条件付きで平成19年度末を目途にキャンプ桑江内の大部分（約99ha）を返還することを合意。
平 15. 3. 31	●北側約38.4haを返還。
平 15. 10. 8	●沖縄振興特別措置法に基づき、「特定振興駐留軍用地跡地」として指定。
平 16. 3. 11	●土地区画整理事業が認可。
平 16. 9. 30	●地権者へ土地の引渡し。
平 17. 10. 20	●土地の一部約0.8haと工作物（境界標等）を陸軍貯油施設に統合。
平 18. 1. 24	●「特定跡地給付金」の支給期間が決定。(平成18年4月1日～平成19年9月30日)

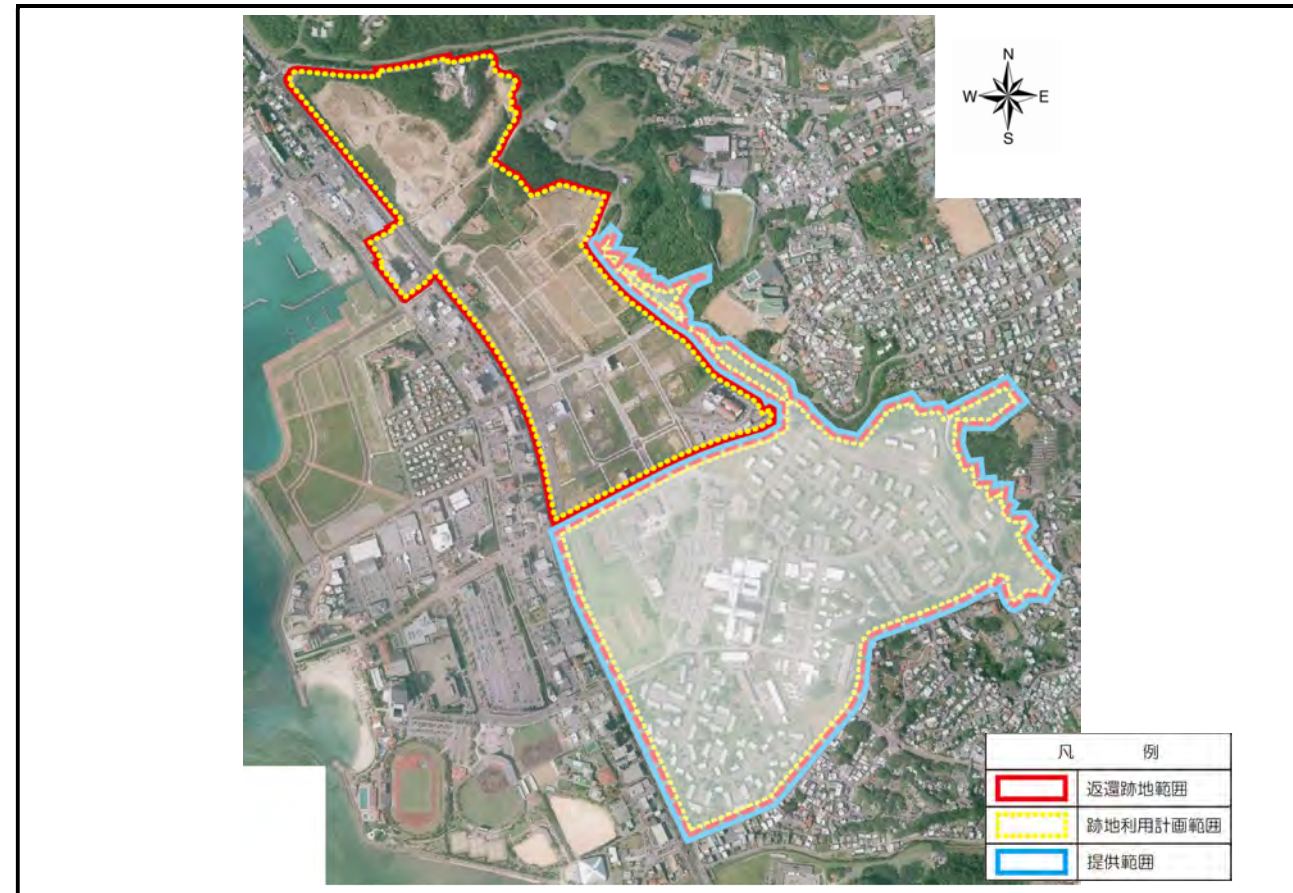
■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画

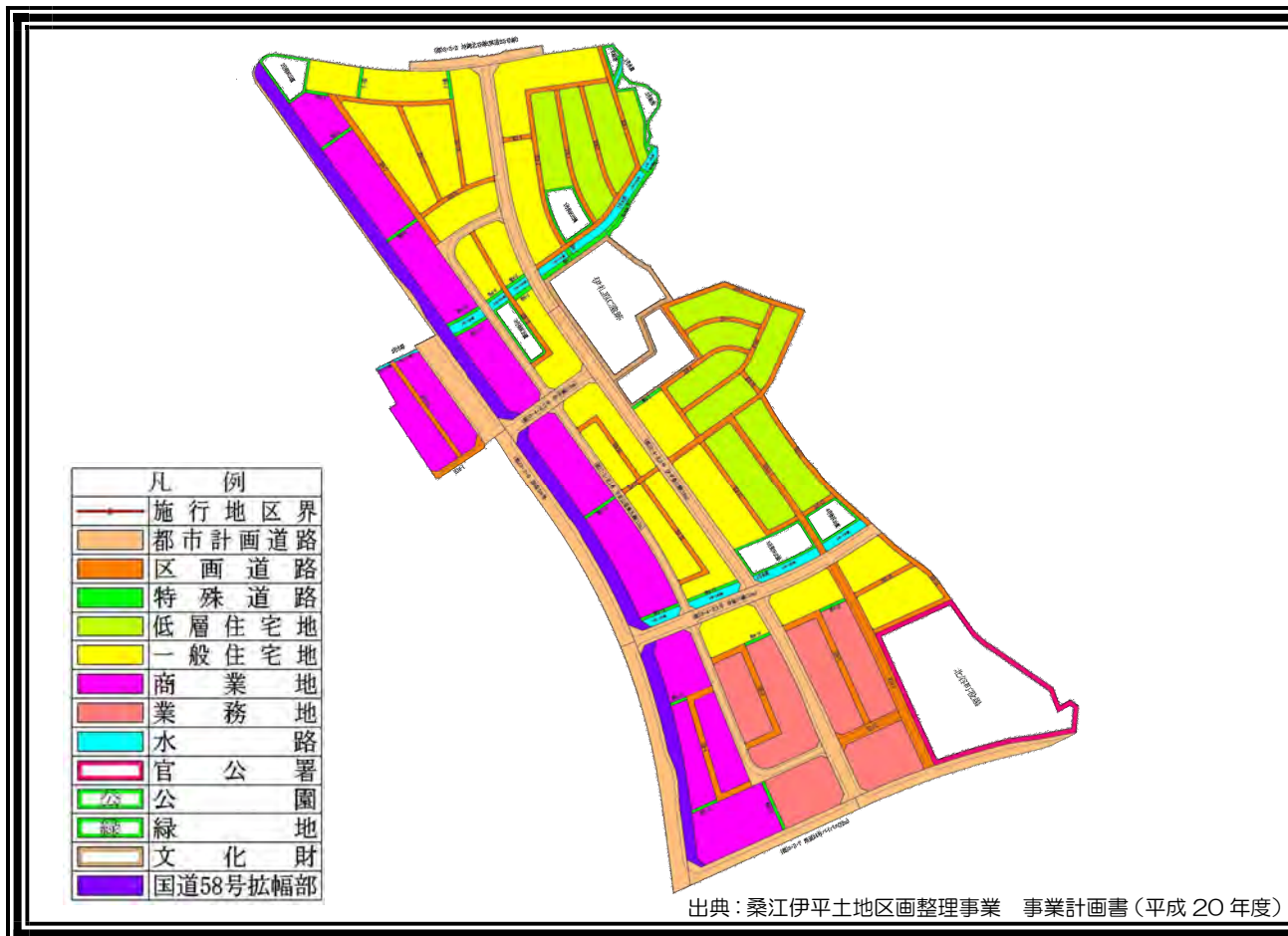
- 「第4次北谷町総合計画」（平成15年6月策定）に基づき「職住近接型のにぎわいと自然環境が調和した中心市街地の形成」を目指して土地区画整理事業を実施。
- 「第5次北谷町総合計画（基本構想・前期基本計画）」（平成26年8月策定）においても、キャンプ桑江（北側地区）については、「職住近接型の賑わいと自然環境が調和した中心市街地の形成」を目指し、土地区画整理事業を推進するとともに、町有地の有効利用を図る。また、住民が郷土の歴史や文化に触れ、地域文化、地域資源を活かしたまちづくりを推進するため、国指定史跡「伊礼原遺跡」や町立博物館の整備に取り組むとされている。

□ 事業段階

事業実施中	●桑江伊平土地区画整理事業を実施中。(施行期間：平成15～32年度) ※使用収益開始は4回に分けて実施する予定。(平成23年9月末に第1回、平成25年3月末に第2回使用収益を開始)
-------	---



市街化予想図



出典：桑江伊平土地区画整理事業 事業計画書(平成20年度)